

# 事務事業評価表

平成13年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8343
担当部課名	保健所	地域保健	総務医事	班
事務事業名	病院・診療所等指導費		事業コード	12310

1 総合計画における位置づけ

政策名	第2章	生涯にわたる健康づくりを進めます	事業開始年度
基本施策名	第3節	市民医療の充実	12年度
施策名	第1施策	地域医療体制の充実	

2 実施根拠及び関連法令等

医療法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、介護保険法その他関係法令等
--

3 事業概要

(1) 事業の目的 地域医療の向上を図る目的で、医療法等の規定に基づき病院、診療所等の許認可、各種規制及び指導を行うもの	(2) 対象(誰、何) 市内病院・診療所・衛生検査所・介護老健施設ほか  対象数 病院(31) 診療所(215) 衛生検査所(3) 介護老健施設(7)ほか																				
(4) 総合計画・実施計画における概要 1 医療法等の規定に基づく病院、診療所等の許可・届出 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>許可</td> <td>届出</td> <td>計(単位:件)</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>15</td> <td>201</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>施術所</td> <td></td> <td>62</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>歯科技工所</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> </tr> </table> 2 医療法等に基づく立入検査 病院(31) 診療所(2) 介護老人保健施設(7) 衛生検査所(3) 3 決算額 393千円(報酬・報償費165千円、旅費14千円、需用費114千円、負担金、補助及び交付金100千円)		許可	届出	計(単位:件)	病院	79	79	158	診療所	15	201	216	施術所		62	62	歯科技工所	6	6		(5) 個別計画の概要 計画名 該当なし 計画年次 年度~ 年度
	許可	届出	計(単位:件)																		
病院	79	79	158																		
診療所	15	201	216																		
施術所		62	62																		
歯科技工所	6	6																			

4 評価指標

指標名	立入検査時の指導事項の改善率
指標式	各年度の立入検査時の改善件数/立入検査時の指摘件数 × 100
指標設定の意図	立入検査の結果に対する各医療機関の対応状況を成果指標とした。

5 目標と実績

(金額単位:千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標		73	a 83	b 100	100
指標			c	d	
指標			e	f	
事業費	決算(予算)額	284	393	454	367
	人員・時間数	4	4	4	4
	人件費	33,680	33,680	33,680	33,680
	その他経費				
	合計	0	33,964	34,134	34,047
特定財源					

6 個別評価

(1) 達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 83.3%
B ▼	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%> )	
	$\frac{a}{b} \times 100 = \frac{83.3}{100.0} \times 100 = 83.3\%$	$\frac{c}{d} \times 100 =$
理由 :	達成できなかった理由は、医療機関の立入検査結果の医療従事者数が充足されていない部分が、雇用の困難性から即時解決されないケースがあるためである。	
(2) 必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価	A : 適応している	理由 : 病院等の清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、その他の管理上の帳簿書類を検査し、不適切な部分があれば指摘し、改善を求めることを目的に立入検査を行うもので、医療機関の院内感染予防等も指導している。
A ▼	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	
(3) 経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価	A : 妥当である	理由 : 経済性、効率性を計ることは困難であるが、妥当な対応が図られているものとする。
A ▼	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	
(4) 事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適切か		
評価	A : 代替の可能性ない	理由 : 保健所政令市として法律又は県条例に基づき平成12年度から本市が実施しているため、他への代替の可能性はない。
A ▼	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	
(5) 市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価	A : 満足できる	理由 : 医療法上の立入検査等を実施しているが、一部市民から病院等に対する苦情が寄せられている。
B ▼	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	
(6) 有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価	A : 有効である	理由 : 医療体制の充実のためには、立入検査は、必要不可欠である。
A ▼	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 医療監視に係る知識・情報収集により、より実効性のある検査ができる可能性がある。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> コスト的な基準の設定は困難

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	なし
今後の進め方		説明	医療機関が医療法等に規定された人員、構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施することで、医療機関を科学的で適正な医療を行うのにふさわしいものとするのが目的であり、医療機関の改善向上に寄与している。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--